

# 長期処方とリフィル処方

●法律により「薬の処方はその影響を予見することができる必要期間に従つたものでなければならない。」

とされています。

●当院ではそのことを踏まえ、28日を超える長期処方やリフィル処方をおこなっております

●新医薬品、麻薬、向精神薬については（14日分、30日分、90日分）と処方期間が決められています。

●リフィル処方箋は繰り返し使える処方箋（1回3回分まで）のことですが、新薬、劇薬、麻薬、向精神薬などと湿布薬は対象外となります。

●心臓疾患、糖尿病、高血圧等に対する薬の処方は通常30日まで長期安定している場合60日までとしリフィル処方対象外とされています。